



茨城県報

第 2296 号

平成23年6月30日

木 曜 日

目 次

規 則

(教 育 委 員 会)

ページ

- 茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (福祉指導課) 2
- 受胎調節実地指導員の指定 (子ども家庭課) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 3
- 大規模小売店舗の変更の届出 (5 件) (中小企業課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (6 件) (中小企業課) 8
- 平成23年度地籍調査事業計画 (農村環境課) 16
- 道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) 17
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) 19
- 海岸法に基づく規制区域、指定物件及び規制期間の指定 (河川課) 19
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課) 21
- 公所及びか所の一部改正 (会計管理課) 21
- 土地改良区役員の就退任 (2 件) (農林事務所) 21
- 土地改良区役員の退任 (農林事務所) 23
- 土地改良区役員の就任 (農林事務所) 23

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (3 件) (生活文化課) 24
- 公共測量の実施 (用地課) 25
- 入札公告 (管財課) 26

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第7号

茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月30日

茨城県教育委員会委員長 大久保 博 之

茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「幼稚園，高等学校」を「高等学校」に改める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について，次のとおり指定した。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

コード 名称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0842041899 かつらぎ薬局	つくば市苅間1222	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	株式会社 abcdrug &pharmacare	平成23年 5月30日
0842041915 よしぬま薬局	つくば市吉沼2387-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	株式会社 abcdrug &pharmacare	平成23年 5月30日
0870103967 ケアステーションあさひ 水戸内原	水戸市内原町910-1	通所介護 介護予防通所介護	株式会社 ヴァテ ィー	平成23年 6月1日
0870103975 デイサービス ゆうみん 堀町 アイミ	水戸市堀町1147-125	通所介護 介護予防通所介護	株式会社 アイミ	平成23年 5月19日
0870103983 パスカル居宅介護支援事 業所	水戸市住吉町192-146	居宅介護支援事業	有限会社 パスカ ル	平成23年 7月1日
0870103991 ケアサービス21	水戸市河和田町1109-1	居宅介護支援事業	株式会社タカ	平成23年 6月1日
0870201431 みんなのデイサービスす えひろ	日立市末広町5-6-8	通所介護 介護予防通所介護	コンテック株式会 社	平成23年 6月1日
0870201589 かごや 居宅介護支援事 業所	日立市相田町2-5-7	居宅介護支援事業	株式会社 かごや	平成23年 5月9日
0870201597 茶話本舗デイサービス千 石亭	日立市千石町4-7-10	通所介護	株式会社 稲村技 研	平成23年 5月11日
0870500832 ニチイケアセンター石岡	石岡市石岡14046-2	居宅介護支援事業	株式会社 ニチイ 学館	平成23年 5月23日
0871900494 指定居宅介護支援事業所 たいせつの家	牛久市上柏田1-17-11	居宅介護支援事業	医療法人つくばセ ントラル病院	平成23年 6月1日
0871900700 ショートステイ とまと	牛久市上柏田1-17-11	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活 介護	医療法人つくばセ ントラル病院	平成23年 6月1日

コード 名称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0872002209 有限会社 つくばセントラルサービス	つくば市小泉 5 - 1	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	有限会社 つくばセントラルサービス	平成23年 6月1日
0873000152 介護福祉総合サービス 託児老	かすみがうら市下稲吉1500-5	通所介護 介護予防通所介護	有限会社 エクセルケミカ	平成23年 5月20日
0874000243 花みずき ケアサービス	つくばみらい市西ノ台南313-6	通所介護 居宅介護支援事業 介護予防通所介護	有限会社 ホープ	平成23年 5月31日
0874301062 デイサービス はなの郷	猿島郡五霞町江川4024-2	通所介護 介護予防通所介護	有限会社 田園福祉企画	平成23年 6月1日
0875300147 みづ帆	行方市蒲縄121-5	通所介護 介護予防通所介護	社会福祉法人 親和会	平成23年 5月17日
0830830808 大澤歯科医院	龍ヶ崎市中根台4-1-24	介護予防居宅療養管理 指導	大澤 薫	平成23年 5月23日

茨城県告示第745号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成23年6月23日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 渡 邊 実 苗

住 所 茨城県ひたちなか市はしかべ2丁目11番26号

(シャンブルハシカベD101号)

茨城県告示第746号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0814400073	介護老人保健施設 もえぎ野	北相馬郡利根町もえぎ野台1-1-8	社会福祉法人 河内厚生会	稲敷郡河内町生板8907	平成23年 7月1日	短期入所

茨城県告示第747号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 飯島製作所

代表取締役 飯 島 肇

(2) 住所

古河市丘里 3 番12

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム古河店

古河市旭町 1 丁目697番地の 8 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
トステムビバ株式会社	埼玉県上尾市298番地の 1	豆 成 勝 博

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県上尾市上298番地の 1	豆 成 勝 博

(3) 変更の年月日

平成23年 4 月 1 日

(4) 変更した理由

社名が変更になったため

従前の届出において所在地の居住地表示が誤っていたため

3 届出年月日

平成23年 6 月17日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第748号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 L I X I L ビバ

代表取締役 豆 成 勝 博

(2) 住所

埼玉県上尾市上298番地の1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム竜ヶ崎店

龍ヶ崎市小通幸谷町字中道228 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) トステムビバ竜ヶ崎店

(変更後) ビバホーム竜ヶ崎店

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
トステムビバ株式会社	埼玉県上尾市298番地の1	竹 野 恭 二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県上尾市上298番地の1	豆 成 勝 博

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
トステムビバ株式会社	埼玉県上尾市298番地の1	竹 野 恭 二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県上尾市上298番地の1	豆 成 勝 博

(3) 変更の年月日

平成23年4月1日

(4) 変更した理由

社名が変更になったため

従前の届出において所在地表示が誤っていたため

3 届出年月日

平成23年6月17日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第749号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

中央三井信託銀行株式会社

代表取締役 奥 野 順

(2) 住所

東京都港区芝三丁目33番1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム水戸県庁前店

水戸市笠原町978番41

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
トステムビバ株式会社	埼玉県上尾市上298番地の1	豆 成 勝 博

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社LIXILビバ	埼玉県上尾市上298番地の1	豆 成 勝 博

(3) 変更の年月日

平成23年4月1日

(4) 変更した理由

社名が変更になったため

3 届出年月日

平成23年6月17日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第750号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間

縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 村 井 正 平

(2) 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン古河店

古河市旭町一丁目699-1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) 古河サテイ

(変更後) イオン古河店

(3) 変更の年月日

平成23年 3 月 1 日

(4) 変更の理由

会社合併により店舗の名称の変更があったため

3 届出年月日

平成23年 6 月17日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第751号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社伊勢甚本社

代表取締役 綿 引 甚 介

(2) 住所

水戸市泉町二丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

井傳ショッピングセンター

水戸市柳町 2-11-6

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時 (年間60日は午後 8 時), 午前 10 時 (年間60日は午前 9 時)

(変更後) 午前 8 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分 (年間60日は午前 7 時 30 分) ~ 翌午前 0 時 30 分 (一部午後 10 時 30 分)

(変更後) 午前 7 時 30 分 ~ 翌午前 0 時 30 分 (一部午後 10 時 30 分)

(3) 変更する年月日

平成 23 年 7 月 1 日

(4) 変更する理由

営業機会拡大のため

3 届出年月日

平成 23 年 6 月 17 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 752 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 23 年 6 月 30 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターサブラ

龍ヶ崎市小柴 5 丁目 1 番 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成 23 年 4 月 18 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
有限会社清兵衛コーポレーション	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町96	米 田 穰一郎	住所
ナショナルシューズ株式会社	東京都台東区浅草橋1-2-8 丸一ビル	伊 澤 裕一郎	退店
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1 C棟3F	中 本 敏 幸	代表者氏名
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市中区昭和区広路通2-5	吉 田 馨	退店
株式会社コックス	東京都江東区新大橋1-8-11 三井生命新大橋ビル5F	小柳津 進	退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
有限会社清兵衛コーポレーション	神奈川県横浜市戸塚区下倉田250-1-604	米 田 穰一郎	住所
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1 C棟3F	小 田 保 則	代表者氏名
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江 尻 義 久	入店
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト19F	野 口 実	入店
未定	未定	未定	

(3) 届出年月日

平成23年4月6日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1週間縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー竜ヶ崎店

龍ヶ崎市川原代町字文間通5588番地1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成23年2月21日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 20台

(変更後) 30台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 120㎡

(変更後) 378㎡

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 46㎡

(変更後) 64㎡

(エ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時 30 分

(変更後) 午前 8 時

(オ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～翌午前 0 時 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 7 時 45 分～翌午前 0 時 (一部午後 9 時)

(カ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 8 箇所

(変更後) 7 箇所

(3) 届出年月日

平成 23 年 2 月 1 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 754 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 23 年 6 月 30 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー波崎店

神栖市波崎 7121-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成 23 年 4 月 18 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号	醍 醐 茂 夫

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年12月9日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,661㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 72台
- (イ) 駐輪場の収容台数 72台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 282㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 26㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前9時
 (閉店時刻) 午後8時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時～午後8時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 3箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時～午後9時

キ 届出年月日

平成23年4月8日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
神栖市	① 周辺地域への騒音対策 店舗建設時の特定建設作業についての届出及び規制基準を遵守すること。また、営業開始後においても建物から発生する騒音や来客等の車両走行時の騒音についても環境基準を遵守できるよう配慮すること。 ② ごみの減量及びリサイクルの推進 ・ 過剰包装の抑制 ・ 資源物のリサイクル ・ リサイクル製品の活用 ・ エコ・ショップ認定店の継続 ・ レジ袋有料化の継続	① 周辺地域の環境保全の見地から、建設工事及び営業により発生する騒音、振動等に関する法令並びに環境基準の遵守を求める。 ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の遵守 特に第3条（事業者の責務）

	<p>・ 乾電池回収ボックス設置の継続</p> <p>③ 都市計画法の遵守</p> <p>当該店舗地は、都市計画法第9条第1項に規定されている市街化区域の第1種低層住居専用地域と第7項の準住居地域に指定されている。また、店舗建設予定敷地が第1種低層住居専用地域に位置しているため、原則、店舗建築は不可と思われるが、既存店舗の建て替え等による新設であるため、県建築指導課の指示に従っていただきたい。</p>	<p>③ 都市計画法 第9条</p>
--	--	--------------------

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第755号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ神栖店

神栖市堀割一丁目600番18 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成23年5月12日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前） ケーズデンキ神栖本店

（変更後） ケーズデンキ神栖店

(3) 届出年月日

平成23年4月27日

2 市町村の意見

意見無し

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第756号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

あみプレミアム・アウトレット
稲敷郡阿見町大字吉原2700

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）
平成23年2月21日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
アディダス ジャパン株式会社	東京都新宿区矢来町77番地	マルタン・パスカル・デニス・ジャン	代表者氏名
株式会社フォッシルジャパン	東京都渋谷区円山町5番5号	木村 信也	住所
株式会社ファブリカ	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号	齋藤 貴	退店
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都大田区平和島六丁目1番1号	クリスチャン・トーマ	代表者氏名
株式会社ポイント	水戸市泉町三丁目1番27号	石井 稔晃	代表者氏名
株式会社ボブソン	岡山県岡山市北区平野788番地	尾崎 和夫	名称、住所
シチズンニューフラッグ株式会社	東京都西東京市田無町六丁目1番12号	芦澤 良章	住所、代表者氏名
テーラーメイドゴルフ株式会社	東京都江東区青海二丁目43番地	菱沼 信夫	住所
Sixty Japan株式会社	東京都渋谷区神南一丁目15番2号	マッスイモ ラッザリ	退店
True Religion Japan株式会社	東京都港区南青山二丁目13番2号	桑原 寛二	代表者氏名
プラザスタイル株式会社	東京都中央区銀座五丁目3番1号	内田 公夫	名称、住所
株式会社ジョイックスコーポレーション	大阪府大阪市中央区谷町二丁目3番2号	神吉 賢一	住所、代表者氏名
株式会社 COLE HAAN JAPAN	東京都港区南青山二丁目11番16号	奥村 慶三	住所
コーチ・ジャパン株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	ビクター・ルイス	名称
株式会社トミーヒルフィガージャパン	東京都渋谷区代官山町8番7号	玉木 開作	代表者氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
株式会社ベリテ	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号	ニレーシュ・ラティラル・セダニ	代表者氏名
セイコーウォッチ株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番1号	服部 真二	住所
ジー・アール・アイ・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂八丁目5番32号	鎌田 愛彦	住所, 代表者氏名
株式会社たち吉	京都府京都市下京区立売東町21番地	岡田 資朗	代表者氏名

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
アディダス ジャパン株式会社	東京都新宿区矢来町77番地	ポール・ハーディステイ	代表者氏名
株式会社フォッシルジャパン	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号	木村 信也	住所
ポロラルフローレン株式会社	東京都渋谷区神宮前四丁目25番15号	エドワード・ロッシュ	入店
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都大田区平和島六丁目1番1号	オリバー・シュピース ホーファー	代表者氏名
株式会社ポイント	水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	代表者氏名
株式会社ピーチフット	岡山県岡山市北区平野978番地	尾崎 和夫	名称, 住所
シチズンニューフラッグ株式会社	東京都中野区中野五丁目68番10号	野澤 治房	住所, 代表者氏名
テラーメイドゴルフ株式会社	東京都江東区青海二丁目4番24号	菱沼 信夫	住所
株式会社アイ・ピー・ジー・アイ	東京都渋谷区猿楽町18番8号	栗原 博幸	入店
True Religion Japan 株式会社	東京都港区南青山二丁目13番2号	ジェラルド・マクリン	代表者氏名
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス	東京都港区北青山二丁目12番2号	内田 公夫	名称, 住所
株式会社ジョイックスコーポレーション	大阪府大阪市中央区谷町三丁目6番4号	須田 博文	住所, 代表者氏名
株式会社 COLE HAAN JAPAN	東京都港区北青山三丁目3番11号	奥村 慶三	住所
コーチ・ジャパン合同会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	ビクター・ルイス	名称
株式会社トミーヒルフィガージャパン	東京都渋谷区代官山町8番7号	西条 真義	代表者氏名
株式会社ベリテ	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号	平野 和良	代表者氏名
セイコーウォッチ株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目8番10号	服部 真二	住所
ジー・アール・アイ・ジャパン株式会社	東京都港区麻布台一丁目11番10号	高橋 彰	住所, 代表者氏名
株式会社たち吉	京都府京都市下京区立売東町21番地	岡田 高幸	代表者氏名

(3) 届出年月日

平成23年2月7日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第757号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

あみプレミアム・アウトレット
稲敷郡阿見町大字吉原2700

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）
平成23年2月21日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 20,700㎡
(変更後) 30,235㎡

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 2,519台
(工事期間中) 2,519台（位置の変更のみ）
(変更後) 2,850台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 933㎡
(工事期間中) 933㎡（位置の変更のみ）
(変更後) 1,164㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 99㎡
(変更後) 167㎡

(オ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所
(工事期間中) 9箇所
(変更後) 7箇所

(3) 届出年月日

平成23年2月7日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
阿見町	<p>交通対策</p> <p>1 適正な交通誘導・交通安全対策 混雑時の交通誘導，交通安全対策について適切に対処願いたい。</p> <p>2 シャトルバスについて シャトルバスの運行において，町が行う地域公共交通活性化施策との連携を行うこと。</p>	<p>1 増床等に伴い，交通量の増加による混雑が見込まれることから，道路管理者と必要に応じて協議し適切な交通安全対策を行う。</p> <p>2 増床等に伴い，町内外からの来店客数の増加が見込まれることから，シャトルバスの停留所設置等の検討などにより町民の来場方法の確保を図るとともに，地域振興・地域活性化を推進するため。</p>

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第758号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき，平成23年度地籍調査事業計画を次のように定めた。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行う者の名称	調 査 地 域 (計画区名)	調査期間
水戸市	元吉田町の一部 (元吉田 [Ⅱ-11]・[Ⅱ-12])	平成23年6月30日～ 平成24年3月31日
日立市	小木津町の一部 (小木津 [Ⅴ]) 田尻町の一部 (田尻 [Ⅲ]) 滑川本町3丁目・滑川町の各一部，宮田町5丁目・宮田町の各一部 (滑川) 宮田町・白銀町2丁目の各一部 (宮田 [Ⅳ]) 助川町3丁目・助川町の各一部，高鈴町1丁目・高鈴町2丁目の各一部，高鈴町5丁目の一部 (助川 [Ⅰ]) 助川町4丁目・助川町・成沢町の各一部 (助川 [Ⅱ])	
土浦市	小松一・二丁目，小松ヶ丘町の各一部 (小松 [Ⅳ]) 小松二丁目，小松ヶ丘町の各一部 (小松ヶ丘)	
古河市	下山町の一部 (下山)	
石岡市	駒潜東，市川東，連手，中田，根田の全部，別所・釜沼の各一部 (恋瀬川右岸) 国府七丁目，総社二丁目の各一部 (国府 [Ⅰ])	

結城市	大字上山川・矢畑の各一部（上山川 [Ⅵ]） 大字上山川・矢畑・鹿窪・結城の各一部（上山川 [Ⅷ]）
龍ヶ崎市	川原代町，馴馬町，門倉新田町，入地町の各一部（川原代 [Ⅵ]）
常総市	豊岡町の一部（豊岡 [Ⅲ]，[Ⅳ]）
常陸太田市	寿町の全部（寿町） 西一町・西二町の全部，西三町の一部（西一町・西二町・西三町） 東二町の全部，東一町・東三町の各一部（東一町・東二町・東三町）
高萩市	大字若栗の一部（若栗 [Ⅲ]，[Ⅳ]，[Ⅴ]）
取手市	台宿二丁目の一部（台宿 [Ⅱ]）
つくば市	小野崎・松野木の各一部（小野崎 [Ⅲ]） 下河原崎の一部（下河原崎）
ひたちなか市	大字馬渡の一部（馬渡 [Ⅴ]） 大字堀口の一部（堀口向坪）
鹿嶋市	大字中，角折の各一部（中 [Ⅳ]） 大字柵木の一部（柵木 [Ⅰ]）
潮来市	牛堀の一部（牛堀 [Ⅱ]）
筑西市	西方の一部（西方 [Ⅲ]） 西方・一本松の各一部（西方 [Ⅳ]）
坂東市	中里の一部（中里 [Ⅲ]）
稲敷市	柏木，古渡，堀之内，柏木古渡の各一部（柏木）
つくばみらい市	高岡，狸穴の各一部（高岡 [Ⅲ]） 狸穴の一部（狸穴 [Ⅰ]）
大洗町	大貫町の一部（大貫町 [Ⅰ]，[Ⅱ]）
大子町	大字内大野の一部（内大野 [Ⅲ]，[Ⅳ]） 大字矢田の一部（矢田 [Ⅰ]，[Ⅱ]）
五霞町	大字元栗橋・小手指・新幸谷の各一部（堀之内） 大字小手指・新幸谷の各一部（新幸谷・小手指 [Ⅰ]） 大字大福田の一部（大福田）

茨城県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成23年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市小沢町1253番1地先から 常陸太田市三才町625番6地先まで	旧	メートル 最大 25.0 最小 14.0	メートル 320	
	新	最大 47.5 最小 14.0	320	迂回路設置

茨城県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成23年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤沢荒川沖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市上野字大木198番から つくば市上野字西久保450番まで	新	メートル 最大 28.3 最小 17.0	メートル 556	バイパス新設

茨城県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成23年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那珂湊那珂線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
ひたちなか市田中後7634番1地先から ひたちなか市大字三反田字平井3695番1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 44.1 最小 9.8	メートル 4,400	
	(A)	最大 44.1 最小 9.8	4,400	バイパス一部 区間の新設
	(B)	最大 76.9 最小 33.3	814	

茨城県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成23年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 293号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市小沢町1253番1地先から
常陸太田市三才町625番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年6月30日

茨城県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成23年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 藤沢荒川沖線
- 2 供用開始の区間 つくば市上野字勢至下404番から
つくば市上野字西久保450番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年6月30日

茨城県告示第764号

海岸法（昭和31年法律第101号）第8条の2第1項第3号の規定により、海岸保全区域内の公共海岸について、自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置することを規制する、区域、物件及び期間等を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により公示する。

その関係図面は、茨城県土木部河川課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 規制する区域
茨城沿岸ひたちなか海岸阿字ヶ浦地区海岸のうち、国営ひたち海浜公園との境界の延長線からひたちなか市磯崎町の磯崎漁港突堤との境界の延長線までの範囲の公共海岸（別添図面のとおりに）
- 2 指定する物件
自動車（救急車等の緊急自動車、人命救助のため水上バイク等を運搬する自動車及びごみ収集車等を除く。）、オートバイ及びサンドバギー車
- 3 規制する期間等
平成23年7月22日から同年8月21日までの毎日午前8時から午後5時まで



海岸法第8条の2第1項第3号の規定により
自動車の乗入れ等を規制する区域

阿字ヶ浦地区海岸

海岸法第8条の2第1項第3号の規定により
自動車の乗入れ等を規制する区域

突堤

磯崎漁港

茨城県告示第765号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成23年6月21日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
 土浦市下高津一丁目19番10号
 林 哲夫
 （売りさばき所：土浦市下高津一丁目19番10号）

茨城県告示第766号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の4で告示した公所及びか所の一部を次のように改正し、平成23年7月1日から施行する。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第1 公所 中 「教育事務所」の次に「中学校」を加える。

茨城県告示第767号

行方市麻生1561番地12に事務所を置く麻生北部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年6月30日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	横 山 喜 延	行方市青沼720番地
〃	久保田 國 男	〃 四鹿595番地
〃	高 柳 義 道	〃 小牧954番地
〃	前 川 栄	〃 井貝811番地202
〃	奈良崎 孝 一	〃 蔵川170番地 1
〃	藤 崎 優	〃 板峰143番地
〃	根 本 公 一	〃 四鹿11番地
〃	根 本 秀 市	〃 杉平90番地 3
〃	渋谷 信 行	〃 小高1536番地
監 事	奈良崎 善 昭	〃 蔵川665番地
〃	横 山 司	〃 青沼713番地
〃	箕 輪 保 治	〃 小高1589番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	久保田 國 男	行方市四鹿595番地
〃	渋谷 信 行	〃 小高1536番地
〃	前 川 栄	〃 井貝811番地202
〃	藤 崎 優	〃 板峰143番地
〃	根 本 公 一	〃 四鹿11番地
〃	根 本 秀 市	〃 杉平90番地 3
〃	羽 生 進 一	〃 青沼170番地
〃	大 槻 昭 二	〃 蔵川162番地
〃	宮 内 幸 次	〃 小牧975番地 1
監 事	宮 内 俊 雄	〃 〃 885番地 1
〃	横 山 司	〃 青沼713番地
〃	箕 輪 幸 己	〃 小高1592番地 4

茨城県告示第768号

かすみがうら市牛渡365番地に事務所を置く一の瀬上流土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 6 月30日

茨城県南農林事務所長 山 根 隆 重

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	関 川 忠 雄	かすみがうら市深谷3308番地 1
〃	山 本 利 男	〃 大和田241番地
〃	宮 川 彰	土浦市菅谷町29番地
〃	仲 谷 清	かすみがうら市三ツ木361番地
〃	島 田 祐 一	〃 南根本579番地 1
〃	櫻 井 盛 夫	〃 深谷2702番地 1
〃	井 坂 孝 雄	〃 〃 190番地
〃	松 澤 榮 一	〃 〃 1375番地 1
〃	川 島 元 衛	〃 〃 872番地 1
〃	清 水 則 男	〃 〃 1302番地 1
〃	大久保 康	〃 〃 2588番地 1
〃	大久保 英	〃 〃 2838番地
〃	小 島 忠 夫	〃 〃 3527番地 2
〃	市 川 榮	〃 牛渡6887番地
〃	中 川 又衛門	土浦市菅谷町1102番地 1
〃	野 口 功	〃 〃 1076番地
〃	野 口 久 男	〃 〃 1281番地 1

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 下 茂 司	土浦市菅谷町75番地
監 事	野 中 伸 昭	〃 〃 1014番地
〃	鈴 木 薫	かすみがうら市三ツ木474番地
〃	井 坂 武	〃 加茂2299番地
〃	池 田 一 雄	土浦市菅谷町1392番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	関 川 忠 雄	かすみがうら市深谷3308番地 1
〃	山 本 利 男	〃 大和田241番地
〃	宮 川 彰	土浦市菅谷町29番地
〃	古 川 誠 一	かすみがうら市大和田206番地
〃	島 田 祐 一	〃 南根本579番地 1
〃	櫻 井 盛 夫	〃 深谷2702番地 1
〃	井 坂 孝 雄	〃 〃 190番地
〃	川 島 元 衛	〃 〃 872番地 1
〃	清 水 俊 男	〃 〃 2097番地
〃	沼 尻 力 雄	〃 〃 2878番地
〃	市 川 榮	〃 牛渡6887番地
〃	飯 田 政 夫	土浦市菅谷町1028番地
〃	野 口 功	〃 〃 1076番地
〃	野 中 伸 昭	〃 〃 1014番地
監 事	井 坂 武	かすみがうら市加茂2299番地
〃	清 水 一 郎	〃 上大堤91番地
〃	宮 下 武 夫	土浦市菅谷町46番地

茨城県告示第769号

潮来市牛堀703番地 1 に事務所を置く牛堀土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 6 月30日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	前 島 義 栄	潮来市島須643番地

茨城県告示第770号

銚田市新銚田二丁目 6 番 3 号に事務所を置く銚田南部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 6 月30日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	井 川 信 義	銚田市畑田808番地

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成23年8月22日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成23年 6 月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 にっこりの森

（設立認証：平成22年1月6日，設立：平成22年1月20日）

3 代表者の氏名

大 塚 税

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市大曾根2920番地 堀井テナントⅡ2F

5 定款に記載された目的

この法人は、つくば市とその周辺地域に在住する障害児・者に対して、就学障害児の健全な発達育成への支援、障害者の社会的自立と社会参加への支援、障害者を抱える家族の社会参加への支援を行い、障害児・者の生活の質の向上を図るとともに、一般市民の障害児・者への理解を深め、もって社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成23年8月15日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成23年 6 月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 みのりの会

(設立認証：平成22年 4 月14日，設立：平成22年 4 月20日)

3 代表者の氏名

廣 瀬 秀 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県筑西市成田219番地

5 定款に記載された目的

この法人は、タイ国の学生に対して、日本の古くて使わなくなった教材や実験器具、書籍等を提供して学習する為の支援を行うこと、また、タイ国と日本国の学生を互いにホームステイさせることにより、協力、刺激しあい、両国の国際文化交流の促進を図り、国際平和の一助に貢献することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成23年 8 月17日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成23年 6 月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 きもの文化を大切にする会

(設立認証：平成19年10月11日，設立：平成19年10月16日)

3 代表者の氏名

後 藤 祐 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県桜川市友部499番地

5 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数の方に対して、古布などを利用したミニきもの等の作品教室や作品の展示等を通して、きもの文化の継承と資源再利用による環境の保全に寄与することを目的とする。

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 国土交通省常陸河川国道事務所

- 2 作業種類 公共測量 (航空レーザー測量)
- 3 作業期間 平成23年3月26日から平成23年7月15日まで
- 4 作業地域 日立市, 大洗町, 茨城町, 水戸市, ひたちなか市, 東海村, 那珂市, 常陸太田市, 城里町, 常陸大宮市

●入札公告

県有財産 (土地) の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成23年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払財産 (土地)

物件番号	土地の所在及び地番	種別	公簿地目等	実測面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	筑西市海老ヶ島字向原856番1及び856番2	土地	宅地	918.07	10,540,000
2	猿島郡境町陽光台二丁目14番15及び14番19	土地	宅地	2,571.93	45,000,000
3	水戸市文京1丁目1893番2	土地	宅地	1,222.96	24,800,000
4	笠間市本戸字烏井松4943番9 笠間市本戸字烏井松4943番10 石岡市太田字池ノ台1439番17, 1439番18及び1439番19	土地	雑種地	3,489.55	16,740,000
			山林	43,389.55	
		建物	事務所・研修棟 外 木造亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建・木造ス レートぶき平家建 外	958.38	

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員。
- (3) 条例第2条第1号に規定する暴力団, 同上第2号に規定する暴力団員, 及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 (事業者を含む。)
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材, 原材料の購入契約等を締結している者 (事業者を含む。)
 - オ 暴力団 (員) に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団 (員) と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (事業者を含む。)

3 入札参加申込書の配布期間及び場所

(1) 配布期間

平成23年6月30日(木)から平成23年7月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 配布場所

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産利用推進室

電話 029-301-2380

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

平成23年7月13日(水)から平成23年7月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産利用推進室

電話 029-301-2380

5 入札書の提出方法

入札書は、書留郵便による送付又は持参により提出すること。

6 入札書の提出及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の提出場所

ア 郵便により入札書を提出する場合

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産利用推進室

イ 持参により入札書を提出する場合

物件番号	場 所
1	筑西市二木成615
2	茨城県筑西合同庁舎 2階 第1会議室
3	水戸市笠原町978番6
4	茨城県庁 1階 入札室2

(2) 開札の場所

物件番号	場 所
1	筑西市二木成615
2	茨城県筑西合同庁舎 2階 第1会議室
3	水戸市笠原町978番6
4	茨城県庁 1階 入札室2

7 入札書の受領期限

(1) 書留郵便により入札書を提出する場合

物件番号	日 時	
1	平成23年 8 月 3 日 (水)	午後 5 時
2		
3	平成23年 8 月 4 日 (木)	午後 5 時
4		

(2) 持参により入札書を提出する場合

物件番号	日 時	
1	平成23年 8 月 4 日 (木)	午前10時30分
2		午前11時00分
3	平成23年 8 月 5 日 (金)	午前10時30分
4		午前11時30分

8 開札の日時

物件番号	日 時	
1	平成23年 8 月 4 日 (木)	午前10時30分
2		午前11時00分
3	平成23年 8 月 5 日 (金)	午前10時30分
4		午前11時30分

9 入札の無効

上記2に示す入札に参加することができない者のした入札, 入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は, 無効とする。

10 入札の回数

入札の回数は, 1回とする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

12 入札保証金

入札参加者は, 入札金額の100分の5の金額(1円未満切上げ)を, 入札保証金として納付すること。

書留郵便により入札書を提出する入札参加者は, 納付書により, 入札保証金を茨城県指定金融機関に現金で納入し, 納付済であることを証する領収証書を入札書とともに郵送すること。

持参により入札書を提出する入札参加者は, 現金又は茨城県財務規則第139条第1項第3号に規定する有価証券(銀行振出し小切手に限る。)により, 上記7(2)に示す入札書の受領期限の30分前から15分前までの間に, 上記6(1)イに示す場所において納付すること。

なお, この入札保証金には, 利子を付さない。

13 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは, 落札は無効となり, 前記12の入札保証金は, 県に帰属する。

14 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は, 県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに, 売買代金を, 県が発行する納入通知書に

より一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

15 現地説明の日時及び場所

物件番号	日 時	場 所	
1	平成23年7月6日(水)	土地の所在地	
2			午前10時00分～ 午後1時30分～
3	平成23年7月7日(木)		午前10時00分～
4			午後1時30分～

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)